

税務上の書面、押印、対面原則の見直しについて

(令和2年10月21日専門家会合 財務省・総務省資料抜粋)

これまでの経緯

規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日規制改革推進会議決定) 抜粋

6 (2)ア 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し <基本的考え方>

新型コロナウイルスの感染を防止し、コロナ危機を収束させる観点からは、テレワークの推進が喫緊の課題である。行政に提出する書類に押印するために、あるいは、行政窓口に行く必要があるためにテレワークができないといったことを生じさせてはならない。

規制改革推進会議は、経済4団体からの緊急要望(以下「緊急要望」という。)を受け、各府省に対して見直しの考え方を示して緊急対応及び制度的対応を求めたところである。

こうした緊急対応については、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、引き続き、拡大・継続するとともに、制度的な見直しについても、優先順位を付して進めていくことが求められる。この場合、行政手続において、書面・押印・対面を求めるすべての法令や慣行について、次のとおり全面的に見直しを行うべきである。

- ・ 書面規制については、オンライン利用の円滑化のため様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化(電子メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を含む)を推進する。
- ・ 押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止。押印を残す場合にも、電子的に代替できる方策を明確にする。
- ・ 対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

さらに、こうした取組は、今後、デジタルガバメントを実現していく上での環境整備というべきであり、各府省は、単に法令や慣行の見直しにとどまらず、利用者目線のデジタルガバメントの実現に向けた取組を可及的速やかに推進することが求められる。

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定) 抜粋

6 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続(注)について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。

(注)見直し対象手続:国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの

国税関係手続における押印原則について

現行制度の概要

- 税務署長に提出される税務書類(申告書等)には、提出者等が押印しなければならない(国税通則法)。また、税理士等が税務代理等をする場合には、税理士等は押印しなければならない(税理士法)。
- 法令上、大半の手続においては、印鑑の種類についての限定がない一方で、一部の手続では実印による押印及び印鑑証明書の添付が求められている。

(例)

➤ 担保提供関係書類への担保提供者の押印

土地を担保として延納や猶予の申請をする場合、土地所有者による抵当権設定登記承諾書(押印含む)・印鑑証明書の添付が必要(※)。

また、第三者の保証人を立てる場合は、当該保証人の保証書(押印含む)・印鑑証明書が必要。

※ 不動産登記法令上、不動産に係る権利登記の嘱託時に登記義務者の承諾書を添付しなければならず、当該承諾書には承諾者の押印と印鑑証明書の添付が必要。

➤ 遺産分割協議書への共同相続人等の押印

配偶者に対する相続税額の軽減の特例を申請する場合、遺産分割協議書(全ての共同相続人等の押印含む)・印鑑証明書の添付が必要。

※ 遺産分割協議書に記載された合意内容の真正性を確保する必要があるため。

論点

- 国税関係手続における押印義務は、原則として廃止すべきではないか。
- 実印による押印及び印鑑証明書の添付を求めているような一定の手続については、政府全体の方向性を踏まえ、その取扱いを検討すべきではないか。
- 実務上「署名又は押印」を求めている手続であって、現状において認印を許容しているものについては、押印と併せて署名も不要と整理すべきではないか。

地方税関係手続における押印原則について

現行制度の概要

- 地方団体あてに提出される税務書類(申告書等)については、国税とは異なり、地方税法上、全般的な押印を求める規定は存在しない一方で、個別の手続に係る省令様式において押印欄を設けることにより、納税者等からの押印を求めている手続が大半である。
- このほか、地方団体が条例で独自に様式を定め、押印欄を設けているものも存在している。
- また、国税と同様、犯則事件調査において作成する調書等に関する押印規定も存在。

論点

- 国税と同様、地方税関係手続における押印義務は、原則として廃止すべきか。
- また、「署名又は押印」を求めている手続や犯則事件調査についても、税手続の統一性の観点から、国税と同様の対応を行うべきか。
- 地方団体が条例で独自に押印を求めているものについて、どう考えるか。

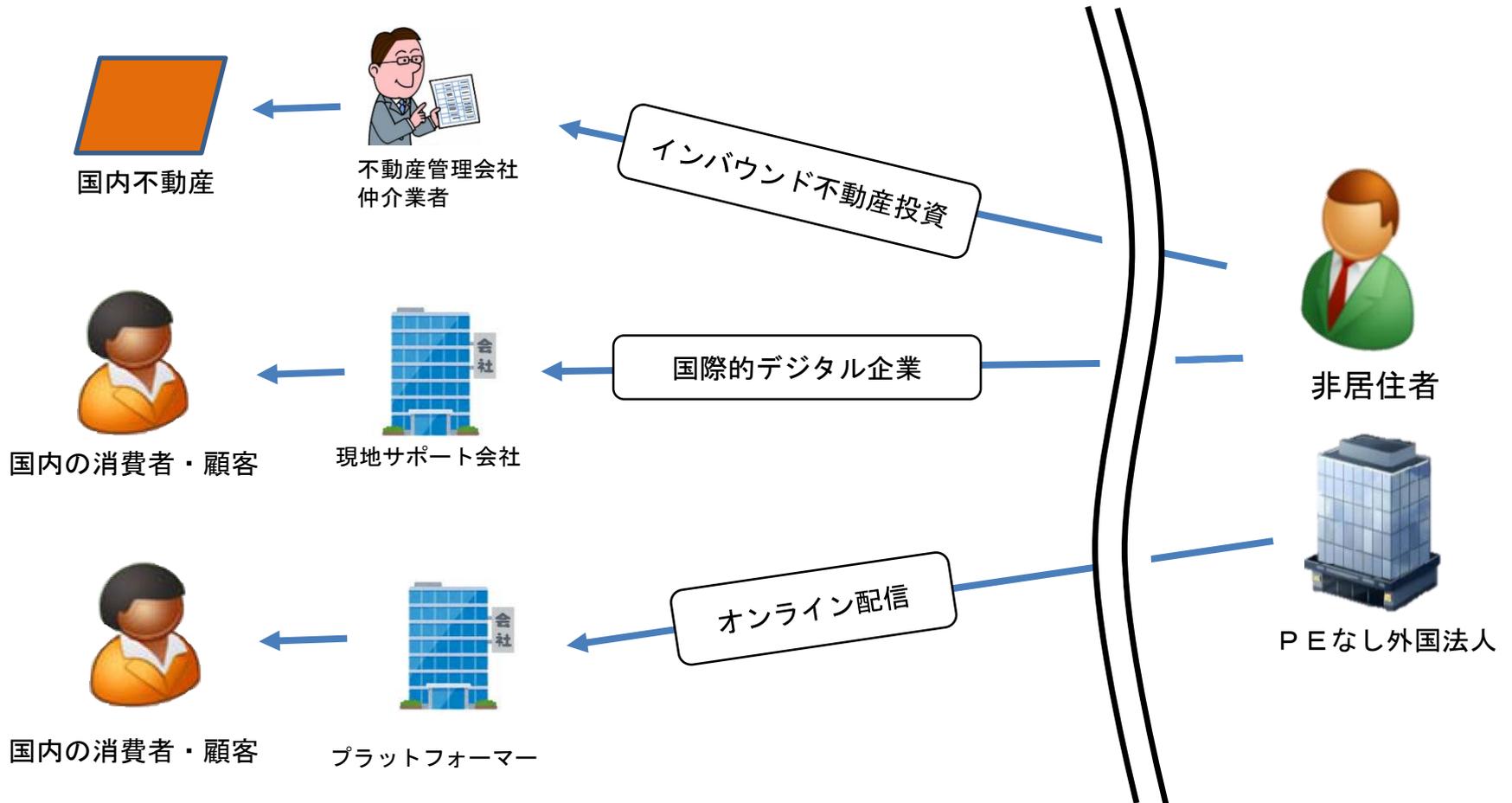
課税実務を巡る環境変化への対応

(令和2年10月21日専門家会合 財務省・総務省資料抜粋)

国境を越えた経済活動の活発化

【日本】

【国外】



税務調査の適正執行における課題

国内に何らの拠点を持たない外国法人や非居住者らによる経済活動が活発になる中、これらの者に対する税務調査等については、国内に所在する納税管理人を通じた接触のほか、租税条約に基づいた情報交換要請等によって対応している。

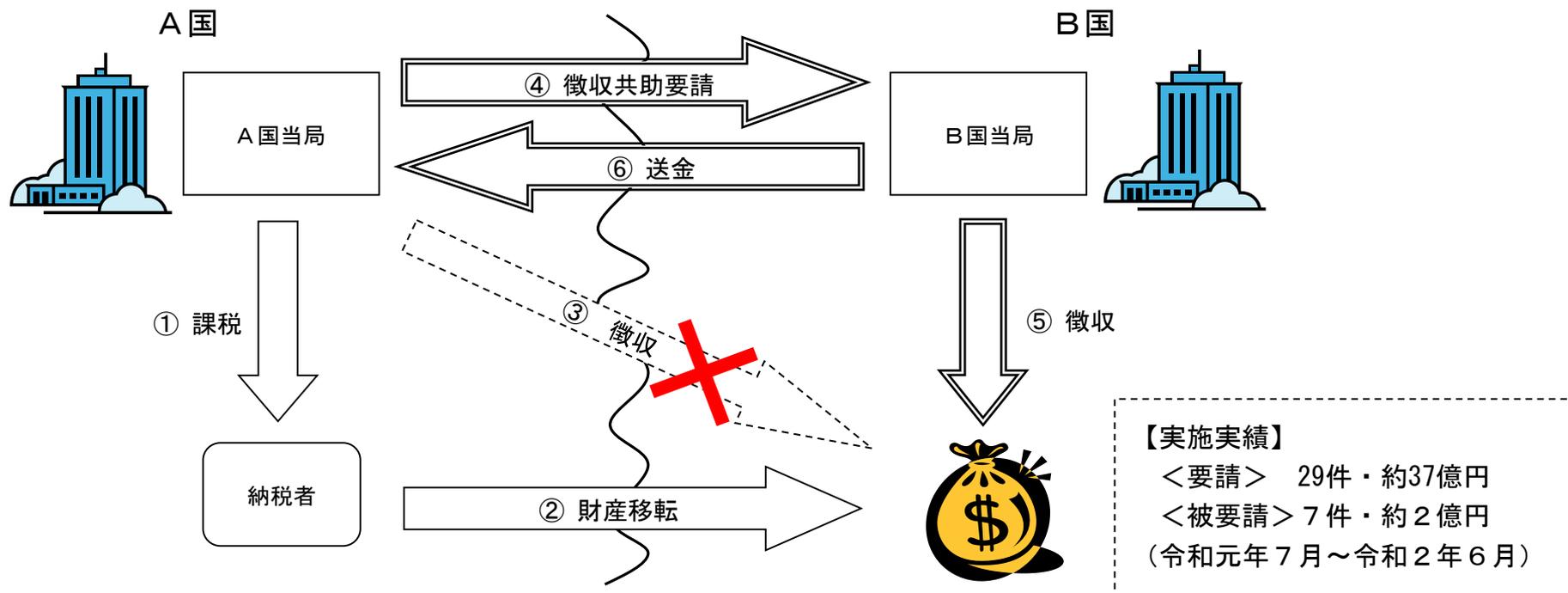
○ 国税通則法117条

- 1 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するものうちから納税管理人を定めなければならない。
- 2 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長（中略）にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、同様とする。

○ クロスボーダー取引が活発化する中で、外国法人や非居住者に対して、効果的に税務調査を行うことが課題。

徴収共助の仕組み

- 徴収共助は、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が相互主義の下、互いに条約相手国の租税債権を徴収していかうとする枠組みである。
- 具体的には、ある国の税当局が他国の税務当局からの要請に基づき、当該他国の租税債権を当該他国の納税者の財産から徴収することをいう。
- 我が国においては、平成25年10月に発効した税務行政執行共助条約等に基づく徴収共助の実施により、国際的な租税の徴収に取り組むこととしている。



滞納処分免脱罪・第二次納税義務の概要

滞納処分免脱罪

【告発実績】 9件・17人（令和元年度）

○国税徴収法（昭和34年法律第147号）

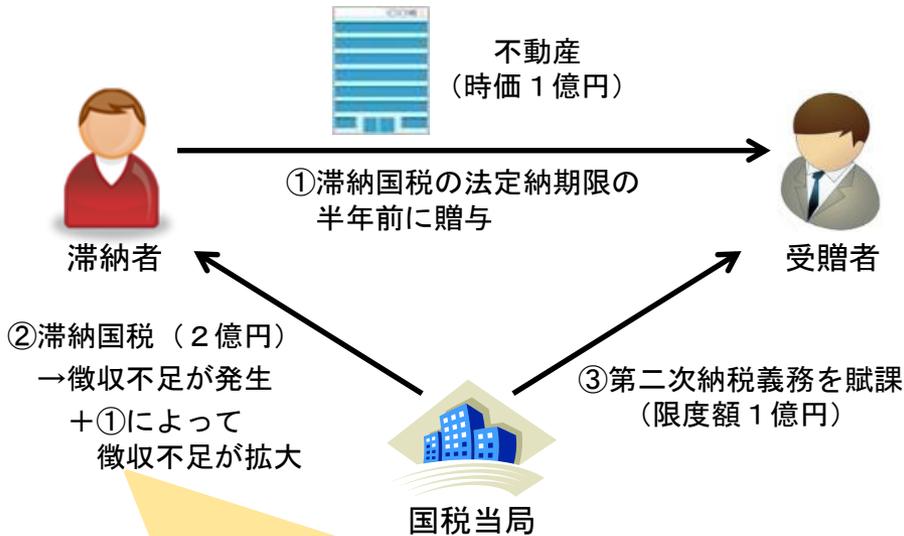
第八十七条 納税者が滞納処分の執行^{*}を免れる目的でその財産を隠ぺいし、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知って前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

※「滞納処分の執行」には、共助による徴収が含まれない。

第二次納税義務

(例) 贈与の受贈者に対する第二次納税義務



「徴収不足」は滞納処分可能な国内財産のみで判断されるため、①が国外財産の場合、贈与をしてもそれによって徴収不足が拡大するわけではなく、受贈者に第二次納税義務を賦課できない

○国税徴収法（昭和34年法律第147号）

(無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務)

第三十九条 滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第一百四十二条第二項第二号（搜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

国際的な徴収逃れとして想定されるケース（イメージ）

国内

滞納者の国内財産

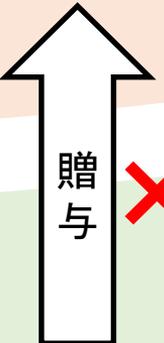


第二次納税義務
賦課できる



(例)
配偶者

第二次納税義務
賦課できない



滞納処分免脱罪
適用できる



滞納処分免脱罪
適用できない



滞納者の
国外財産

国外（共助要請不可能国）

国外（共助要請可能国）

専門家会合でいただいた主なご意見

専門家会合でいただいた主なご意見 ①

1 国税における税務手続の電子化について

【税務手続の電子化】

- デジタルトランスフォーメーションを通じて、多様性に柔軟な対応ができるというのが、デジタル化のメリット。紙の在り方とデジタル化、電子化の手続のメリットを上手に説明しながら、そちらに移行していくことを柔軟に考えていく必要。
- 年末調整、確定申告、納税電子化がどこまで徹底されているのか。それがいつまでにどういう姿になるのかを明らかにしていく必要。
- マイナポータルを使う前提としては、やはりマイナンバーカードの普及拡大が必須。

【電子帳簿等保存制度の利用状況】

(帳簿書類関係)

- 国税関係帳簿書類の保存を電子的に行う場合、検索要件をはじめ保存の要件が非常に厳格になるため、実務上は紙で保存せざるを得ない状況になっているケースがある。
- 承認制度については、確かに事前手続として届出制に比べれば負担ではないかという議論はあり得るが、信頼性の高い、改ざんができないようなものを申告する側で使っているのであれば、そこはより簡易化するという形で、バランスを取ることはできるのではないか。

(領収書等のスキャナ保存関係)

- スキャナ保存については、相互牽制や定期検査といった適正事務処理要件、タイムスタンプなどの要件から、社内整備等のソフト面、機器などのハード面の双方で、ハードルが高い状況にある。
- 取引先から受領する書類のスキャナ保存については、これまでも、要件の緩和の方向に向かっているが、さらに納税者から見た利便性を考えていく必要。

専門家会合でいただいた主なご意見 ②

1 国税における税務手続の電子化について(続き)

- 電子保存ができる会社にとっては、紙保存がある種ペナルティーになっている。何度か税務調査を行ってみて、申告納税について適切な改善をしたと認められる会社に対しては、紙保存はしなくて良いということを恩典として与えることも、一つの策。
- 実際に何か改ざんされるといっても、全体の取引の合理性や現金の動きなどに照らせば不正は把握できることもあり、どの程度まで要件緩和を許容できるのかを検討してほしい。ある程度整理した上で、それでも改ざんや捏造は出てくるため、それに対するペナルティーの議論をすべきではないか。
- 請求書、領収書だけではなく、税務の中には必要とされる書類が数多くある。例えば契約書関係、見積書、給与の台帳など。原則紙ベースであるこれらの書類の電子的な保存についても議論をしていくべき。

(電子取引関係)

- 取引相手から請求書・領収書等がデジタルデータで送られ、それをデータのまま保存できることが納税者の利便になる。

専門家会合でいただいた主なご意見 ③

2 地方税における税務手続の電子化について

- 地方税共通納税システムの対象税目の拡大については、早期に推し進めることで、申告手続から納税手続まで一貫して電子的な処理が可能な社会が実現されていくことを期待している。
- 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化については、eLTAXを経由して送付する仕組みが行われると、特に特別徴収義務者にとっての利便性や、コストダウンを図ることができ、地方税務手続の電子化に大きく貢献すると期待している。
- 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化の場面では、本人に間違いなく通知するという情報の正確性に留意する必要がある。
- 自動車税等の電子化と税務システムの標準化も積極的に推進する必要がある。
- 税務システムの標準化が進んでいくことによって、自治体の課税自主権が行使しづらくなる環境を生まないように、配慮する必要がある。
- eLTAXで受け付けたものを各地方団体が一旦プリントアウトしているならば、オンラインで申告はできたけれども、地方団体としては省力化につながらない可能性もあるのではないか。
- eLTAXの活用促進の中で、地方税共通納税システムの対象税目の固定資産税等への拡大と特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について、両方ともなるべく早く実現されることを期待している。

3 事業者の適正申告の確保、記帳水準の向上について

- このたびのコロナ禍で、持続化給付金や、家賃支援給付金など、各種の給付金の支給があったが、記帳を正確にしているか、会計状況をいかに的確に示しているかが問題となった。例えば売上が去年より5割下がった実態をきちんと証明できるような帳簿組織になっているかが重要。
- 個人事業者についても、クラウド会計ソフトの発達で、比較的簡単に記帳できる環境は整っているということだから、もはや記帳が手間だということを言い訳には出来ない状況に来ているのではないか。
- 制度面で一定の移行期間は必要ではあると思うが、正規簿記による青色申告に個人事業者を相当程度誘導するような制度改正、義務化が必要なのではないか。
- 記帳水準の向上の取組とともに、例えば、必要経費について、概算の必要経費水準を決めて、それを超える必要経費については、帳簿によって証明するという形の実体法の切り込みも行っていくべきではないか。
- 法人の99%以上が青色申告をしている段階で、例えば租税特別措置法の優遇の要件が青色申告にとどまるというのは、恐らく現状に合っていない。電子化などを租税特別措置の要件とするという背中への押し方も考えてよいだろう。

専門家会合でいただいた主なご意見 ⑤

4 税務上の書面、押印、対面原則の見直しについて

- 押印文化のない国で納税の適正性をどのように担保しているかに鑑みれば、押印がなくても納税手続を適正に行うことは可能だという発想は、当然としてあるのではないか。
- 真に押印を残す必要がある手続というのは、本当は何なのかという逆からのアプローチをはっきりさせることで、残していくものをより明確化していくことが望まれるのではないか。
- 担保提供や財産処分などの、本人の意思確認が特に重要な一部の手続については、印鑑登録証明や実印が求められる場合があるが、これは証拠としての価値を測る上でも、認印とは性格が大分違う。
- 押印の要否を考えるときには、手続との関係でなぜ押印を必要としているのかという趣旨をきちんと精査していくことが重要ではないかと考える。具体的には本人確認、文書作成の確認、文書内容の真正性、証拠としての保証など。
- 相続税の申告書で共同申告人全員が記名して、押印するという規定だが、押印がない者については、代理権限証書や、マイナンバーに関する届出など、いろいろな確認手段があると思うので、押印が廃止された場合にも何らかの検証手続が必要。
- 例えば手書きのものをAIがテキスト変換をする、あるいはマルチタッチ印鑑など、従来からのカルチャーに慣れている方を徐々にデジタルに移行させる、多様な方々に技術的に対応できることがデジタル化の優れているところ。

専門家会合でいただいた主なご意見 ⑥

5 課税実務を巡る環境変化への対応

【納税管理人制度の見直し】

- 納税管理人になってほしいという要望が中小企業にもたくさんあるらしいが、企業を退職したり、帰国した外国人労働者に対して、継続的に連絡を取るようなことは、実務上非常に難しいという意見がある。
- 納税管理人という制度について、例えば地方税法ではしっかりとした規定があるが、実態としては必ず納税管理人を指定されているわけではないため、非常に難しい問題である。
- 納税管理人として指定される者は書類の窓口のような役割であり、決して責任が重いものではないため、納税管理人を指定できるようになったとしても、納税管理人に大変な負担を強いることになるわけでもない。

【国際的な徴収回避行為への対応】

- まず徴収共助の制度をつくってみて、必要な立法事実が生じたので、さらに法制的な手当をすべきだというのは、非常に穏当な進め方だと思う。
- 滞納処分の執行について、外国までを視野に入れて、新たな徴収共助の条約と情報交換条約もできているから、こういったものを実効的に使っていくという意味で、滞納処分免脱罪と第二次納税義務のところは、少し法改正をする方向に持っていったらどうか。